

令和6年4月26日

第4回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第4回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和6年4月26日				招集場所	市民プラザかぞ多目的ホール			
開会の日時	午後2時00分				閉会の日時	午後4時10分			
会長	小川達男				職務代理	松本昇			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	高橋雅一	○		9	小山治延	○			
2	久保文夫	○		10	須藤秀夫	○			
3	瀬下京子	○		11	関弘明	○			
4	山岸和男	○		12	松本昇	○			
5	嶋村 淨	○		13	中島利雄	○			
6	金子勇一	○		14	小川達男	○			
7	小川達夫	○		15	小坂実	○			
8	松本榮次郎		○						
					加須市農業委員会事務局				
					局長 野崎修司				
					次長 前島勝己				
					主幹 藤間みゆき				
					主幹 渡辺昌也				
					主幹 関田毅				
					主任 加藤正則				

開会 午後 2時00分

○局長（野崎修司君） 皆さん、こんにちは。

総会に入ります前に、大変恐縮ではございますけれども、少しお時間をいただきたいと思  
います。

私、4月1日付の人事異動をもちまして加須市農業委員会事務局長に着任いたしました野  
崎と申します。農業委員の皆様、農地利用最適化推進委員の皆様方には大変これからお世話  
になりますけれども、ご指導賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

すみません、ありがとうございました。

「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

お時間となりましたので、これより令和6年第4回加須市農業委員会総会を始めさせてい  
ただきます。



#### ◎開会の宣告

○局長（野崎修司君） 初めに、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 皆様、こんにちは。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきまして誠にありがとうございました。

今日から事務局が若干、異動で替わっていると思っておりますけれども、今後ともよろしくお願  
いします。

では、これより令和6年第4回加須市農業委員会総会を開会いたします。



#### ◎会長挨拶

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。

続きまして、小川会長さんからご挨拶をいただきます。よろしくをお願いいたします。

○会長（小川達男君） 皆様、こんにちは。

公私とも大変お忙しい中、当総会にご出席いただきまして、衷心より感謝の念を申し上げます。

今、私の地元であります鎮守様の玉敷神社というところがあります。そこの大藤が今、満開でございます。2日前に私、ちょっと小雨の中、観察に行ったんですけれども、ちょうど良いので入りました。そのときはコスプレ大会の撮影会でありました。映画の中から出てくるような撮影会で、心の静養ができた次第でございます。

明日から連休に入ります。多分、その藤を目当てに、今はやりの写真映えですか、そういう目的の方が大勢の方がお見えになるのではないかなというふうに考えております。皆さん方もお時間がありましたら、ちょっとの時間でも玉敷神社のほうへお出かけいただければありがたいと思っています。

さて、北川辺地区におきましては、田植が始まったという情報が入っております。私の地区でも、5月下旬から6月中旬には最終の田植地区でございますけれども、最近は大型トラクターが田植の準備ということで、音がだんだん大きくなって、そういう音を聞いております。改めまして時間のたつのは早いかなというふうにも実感しておる次第です。

本日は、皆様方のご協力をいただきながら、この総会が進行できればというふうに思っておりますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思います。

簡単でありますけれども、私の挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願ひします。

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。



### ◎出席委員数の報告

○局長（野崎修司君） 本日の総会でございますが、現在、委員総数15名のうち、過半数を超える14名の委員の皆様にご出席をいただいております。そのようなことから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、早速ですけれども、これより議事に入らせていただきます。

以降の進行につきましては、小川会長さん、よろしくお願ひいたします。

---

◇

**◎議事録署名委員の指名**

**○会長（小川達男君）** それでは、よろしくお願いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

13番、中島利雄委員及び

15番、小坂実委員

の両委員をご指名いたします。

---

◇

**◎取下願の報告**

**○会長（小川達男君）** 次に、議事に入る前に、1件の取下願が提出されております。

本日の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、議案書3ページの6番、北川辺地区の案件については、取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれることをご報告いたします。

---

◇

**◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決**

**○会長（小川達男君）** それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の5件を議題といたします。

初めに、1番の樋遣川地区の案件について、一括して事務局より説明をお願いします。

**○事務局（渡辺昌也君）** ご説明いたします。

位置図1ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は高齢により耕作が難しくなったためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問

題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

4月15日に地区担当委員の森博司さんと寺田薫さんの3人で現地確認を行ってまいりました。 の代理人であります さんに現地対応をしていただきました。

譲渡人の さんは、高齢により農業を維持することができないとのことで、誰か購入していただけたらと思っていたところ、 で規模拡大を考えていたので購入するという事になったそうです。

現地を確認したところ、4筆に分かれておりましたが、すぐ近くにまとまっておりました。しばらく休耕状態になっていたようでしたが、これからしっかり管理をすることによって、よい水田になると思います。

このようなことから、本件申請は状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図2ページから4ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は以前より耕作していただいた方に譲り渡したいためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問

題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

4月18日に地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。譲渡人の代理人であります さんの案内で現地確認を行いました。

譲渡人の さんは既に死亡しており、相続財産管理人によって管理されております。

現地を確認したところ、畑になっている、これ と ですね。位置図を見ますと3か所太枠で区切られた場所がありますが、そのままの状態が一番右側にある区画です。これは、年に何度か耕うんし、管理されている状態でした。これは畑の部分ですね。

それから、田になっているところは 、 、 、位置図を見ますと3か所に区切られた場所の一番下に当たる部分です。この部分は耕うんされ、稲の作付の準備がしてありました。

残りの畑は、 、小さな字で書かれてありますが、その隣にあります。これも年に何度か耕うんなどして整理されている状態でした。

譲受人の さんは米作りを熱心に取り組んでおり、農地の管理は安心してお願いできると思います。代理人であります さんがちょっと話ししていたんですが、管理していただける方が見つかって本当によかったと、実感を込められて話しておりました。

このようなことから、本件申請は現地調査、状況確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の大越地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、3番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図5ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は家庭菜園拡大のため、譲渡人は相続で農地を取得したが農業経験がないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（松本 昇君） 12番、松本昇です。

志多見地区担当の松本榮次郎委員が、どうしても今日、出席できないということで、私が代わって報告いたします。

松本榮次郎委員が現地調査した結果を代わって報告します。

私も24日に一応現場を確認してまいりました。

では、4月18日、夢川推進委員と2人で代理人の さん、耕作者の さんと現場を確認し、話を伺いました。

まず、 の の畑は、 さんが今のところ管理していまして、当日も2人で草刈りをやっていました。畑にはタマネギ、ニンニク、イチジクが植えてありました。次の

の は、農地中間管理事業で5筆ぐらいの田んぼを整地して1枚になっていました。 も農地中間管理事業で3筆ぐらいの田んぼを1枚になっていました。いずれも が現在耕作しています。そのため、 も立会いで説明を受けました。

さらに、 の も さんの田んぼですが、この南側、図面でいえば下側ですけれども、ちっちゃい田んぼは さんの田んぼですけれども、これも農地中間管理事業で現在1枚になっています。

譲受人の さんは、この3筆の水田を許可後耕作予定ですが、今年度は水稻苗の準備が間に合わないということで、現在の耕作者が耕作することとし、来年度は と相談して、農地中間管理事業の再配分で耕作水田を決める予定とのことでした。

このようなことから、本申請内容は農地法第3条の許可条件を満たしていると考えられま

すので、許可相当と判断してまいりました。慎重なご審議をよろしくお願いいたします。  
以上です。

(「会長、すみません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) はい、どうぞ。

○次長(前島勝己君) 事務局から補足説明させていただきます。

この さんにつきましては、 さんの でございます。

この案件については、3、4か月ぐらい前に一度審議をしておりますが、そのときの状況では、 さんの世帯全員が農地法に基づく、ここでは耕作要件だったのですが、

のほうが所有している農地、あるいは借りている農地がしっかり耕作されていない状況でしたので、不許可となりましたが、その後、指導を行ったところ、ほぼ全ての農地がきれいな状況となっております。まだ、種まきは行っていない農地もありますが、農地法3条の規定で、いつでも耕作されるような状況になっていますので、耕作要件はクリアされたということで、今回の申請となりました。

今後、所有又は借りている農地が荒れたりすると、要件が満たされないということになります。

以上です。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

はい、どうぞ。

○1番(高橋雅一君) 1番、高橋です。

この図面の 、 ともう一つ、中間管理で整地されていると思うんですけども、1枚になっていると思うんですけども、それをこの分だけ分けて耕作するという話になるんですか。

○次長(前島勝己君) 先ほど、説明がありましたが、広がっている農地は、 が耕作をしております。現在のところは、今年も が耕作をして、来年度以降、中間管理権の再配分で さんが借りるか、 が借りるか、又は他者が借りるかを決めるという説明でございました。

○会長(小川達男君) ほかにありますか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の志多見地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図6ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、自宅の隣接地であり経営規模拡大を図るため、譲渡人は、高齢により耕作ができないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、14番小川ですので、私のほうから説明したいと思います。

この案件につきましては、4月23日に推進委員さんの石川さんとともに現地調査を行ってまいりました。

まず、譲受人の さん宅を訪問いたしました。 さん宅は、この申請地 の に隣接している大きい宅地です。 さん宅へ訪問して、まず、 さんの本人がおりましたので、本人からまず最初に聞き取り調査を行いました。

今、事務局が説明したとおりなんですけれども、 から さん本人がこの申請地を耕作しておりました。そして、今回、 さんのほうから話があり、今回この3条案件として申請になったという話であります。

そして、それから現地を さんの案内で確認したんですけれども、北側の宅地の面に面しておりまして、 さんの地所だというふうに感じられるほどの案件の土地であります。適切にきれいに管理されております。

そして、また、この さんは、種足地区でも優秀な稲作農家でありまして、今回の案件に対しまして何ら問題がないというふうに判断しました。ご審議のほどよろしくお願

いいたします。

この案件につきまして、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

4番の種足地区の案件について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図7ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は家庭菜園と水稻の拡大を図るため、譲渡人は、相続で農地と宅地と家屋を取得したが農業経験がないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、同じく地区担当委員は私でありますので、私のほうから説明をいたしたいと思ひます。

この案件につきましても、4月23日に推進委員さんの石川さん、そして譲受人 氏の同席の下、3人で現地調査及び聞き取りを行ってまいりました。

現地なんですけれども、5年前にこの地域は現状のまま大型整備を行いまして、水田が大型された地域であります。そして中間管理において耕作を行っている地域であります。そして今回の案件は、その地域内の農地であります。

まず、現地を3人で調べたんですけれども、一番南の 、 は、これは小さくて道伝いだからすぐ分かりました。次に、 、 は、これは大型農地の中の2筆でありますので、ちょっと杭を正確に調べないと分からない状態であります。次になんですけれども、北側に配水路がありまして、東側に農道、そしてその周りは、昔からある畑が残っている地域の中の水田であります。そういう状況の申請地であります。

そして、今回、 さんからよく説明を受けたんですけれども、この案件の土地に対して、譲渡人の さんという方がおりますけれども、この方は の方でおりますけれども、実際は相続案件の土地であります。そして、その実際の管理している人が の南

側にある、小さく という字が書いてあると思うんですけども、ここにこの相続人であり  
ます さんの が生活しております、実際はこの方がいろんな課題に対して管  
理をしていたということでもあります。

そして、今回は、この相続人の さんが でありましたので、整理をしたいという  
ことで、昨年一回、同じような案件で出たんですけども、今回も整理をしたいというこ  
とで、この さんを通して さんのほうに話があり、今回の申請になったということ  
を聞いております。

そして、もう一点なんですけれども、今まで中間管理機構でここ5年ばかりやっておりま  
すので、強く さんの確認を取った結果、今後も中間管理を通しまして、この耕作は、今  
も地元の方が作っておりますから、地元の方に優先的に作ってもらいたいと話してありま  
した。

以上の点から、何ら問題がないかなというふうに感じておりますので、ご審議のほどよろ  
しくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「はい」と言う人あり)

○会長(小川達男君) どうぞ。

○12番(松本昇君) 12番、松本です。

一応参考に、ちょっとお伺いしたいんですけども、譲受人が さんですよ。 さん  
のもあったり、さっき私が報告したのも さんで、 で、こっちは 、こっちは  
、何かそういう、どうしてこう、分けとかというのはあるんですか。一応参考に聞  
きたいと思って質問しました。

以上です。

○事務局(渡辺昌也君) 事務局です。

さんのほうからは、先ほどのお話のように、分けというのには特に確認をしていない  
んですが、相手方より、こちらの土地については 氏、こちらの土地については 氏とい  
うことで、それぞれの相手方の都合のご申請ということで、審査しております。

以上です。

○会長(小川達男君) ほかにありますか。

(「よろしいですか」と言う人あり)

○会長(小川達男君) はい、どうぞ。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

3番のほうは従農者が3名となっていて、5番のほうは4名ですけども、これは間違いでしょうかね。同じ さんだから同じものだと思うんですけども、何か意図があるのか。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。ご質問にお答えします。

3条の3番につきましては、3名となっておりますが、こちらは、 さんのご家族で営農するということで、申請が と で3名となっております。

3条の5番のほうにつきましては、先ほどのご家族の3名プラスこちらの ということでお一人、 の方が営農に加わるということで申請は承っております。

以上でございます。

○5番（嶋村 浄君） 分かりました。

○会長（小川達男君） はい、どうぞ。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

ちょっと今後のために聞いておきたいんですけども、 さん一族は、私のところにも出てきましたけれども、度々案件が出てくる世帯ですけども、本人を訪問した限り、これだけの農地を耕作することが本当にできるのかどうかという疑問も持っていると同時に、あらかじめ賃貸を予定して、農地を購入する条件があるからといって簡単に買えるものなんではないでしょうか。もし賃貸を条件とするならば、5条申請とかそういう形になるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○次長（前島勝己君） 今の質問にお答えします。基本的に3条で取得するという事は、法律に基づいて行うもので、先ほど申し上げました耕作要件、これは全ての農地が耕作できる状況でないと認められません。

ただ、3年3作という言葉があって、これは法律ではないのですが、例えば市内で、ある会社が、農業法人を設立していて、3年たつと農地以外のものにすることをしております。ただ、3年は経過しているということで、法律上そういうことをやるのは説明がつけば、転用許可が可能となります。

最近の、 さんの転用相談では、 とか、 とか、 農業に関係のあるものを考えているようです。実現性があり、法律に沿っていれば、許可は可能となります。

ただ、先ほども申し上げましたが、今後、耕作できないような状況になってくると、耕作要件がクリアできませんので、農地の取得ができない状況にもなります。

○7番（小川達夫君） ありがとうございます。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

はい、どうぞ。

○12番（松本 昇君） 参考なんですけれども、大体 さん、平米当たりの単価、また聞くんですけれども、どういう単価、大体どのくらいの単価で売買しているか、ちょっと参考に聞きたいと思います。大体で。

○事務局（渡辺昌也君） 今、お手元にある資料では、10アール当たりの額なんですけど、約

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので採決いたします。

5番の種足地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の5件を議題といたします。

初めに、1番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図10ページ、11ページ及び配置・土地利用計画図4-1をご覧ください。

本案件は、農家住宅の建築に伴い、建築基準法上の基準を満たすための進入路の拡張及び農作業場、農機具置場として使用していた土地が農地であることが判明したため、許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、農家住宅の建築に伴い建築基準法上の基準を満たすための進入路拡張及び農家住宅の建て替えに伴い判明した手続を行うもので、始末書が添付されており、今後においても農作業場、農機具置場として使用していくことから、やむを得ないものと思

われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 小川です。

4月13日土曜日に田村推進委員さんと現地を確認した後、 氏宅を訪問してまいりました。

まず、現況のほうからご説明しますと、現況の 、 、 、 は、田んぼ、畑でした。管理は、去年まで正常にお作りしていたようで、良好です。それから、 と は、屋敷内に屋敷で囲ってあるくねの中の庭でございますけれども、ここが農地であったということです。

それで、ご本人さんに会っていろいろ経緯を確認したところ、 さんご自身、

なんですけれども、昨年火災に遭いまして母屋を焼失、全焼してまいりました。現在は、地図の後ろのほうにある右手の四角いところに、納屋みたいなところに仮住まいで住んでいるということです。

今回、焼失した跡地に自宅を建てる計画を立て、業者に依頼したところ、進入路が狭くてこれでは建てられないということになりまして、慌てて修正申告をして、建築条件に合った敷地にするということで、今回の申請になりました。

自宅の中の農地につきましては、こちらは失念してそのまま庭として使っておりましたけれども、こちらを宅地に変更する。それから、誘導路、旗竿のような長い回廊がありますけれども、こちらも田んぼの一部を潰して道路に変更するという今回の申請であります。

農地法4条の観点から何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1 2ページ及び現況図4-2をご覧ください。

本案件は、宅地への進入路が狭いため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、宅地への進入路の間口が現状約2メートルと狭く、何かと不便であることから、既存進入路と合わせて4メートルになるようにするもので、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

4月15日に地区担当委員の森博司さん、寺田薫さんの3人で現地確認を行ってまいりました。代理人の さん、申請者の さんに現地対応をしていただきました。

現在、宅地への進入路の間口が2メートルと狭く不便であることから、将来のことを考えると既存進入路と合わせて4メートルになるよう拡張したいと思い、今回の手続をしたとのことであります。現場はきれいに整理され、しっかりと測量してあり、境界杭で明確に表示してありました。

このようなことから、本申請は現地調査、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1 3ページ及び配置図4-3をご覧ください。

本案件は、宅地の一部が農地であることが判明したため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、現在の申請地は農作業場として建築されておりますが、都市計画法の線引き（昭和45年8月25日）より以前に建築されたものであり、今後においても使用していくことから、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

4月17日に地区担当委員の寺田薫さん、森博司さんの3人で現地確認を行ってまいりました。申請者の さんに現地対応をしていただきました。

さんによりますと、ソーラー発電施設が家の西側に設置された結果、地盤が高いため雨水が家屋のほうに流れ込んでしまい、塀を造ろうと計画したところ、案件の土地

が都市計画法の線引き前の昭和41年頃、農作業場として建築していたものであり、農地であることが判明したため申請したとのこと。

現場はきれいに整備され、しっかりと測量してありました。境界杭で明確に表示してありました。

このようなことから、本件申請は現地調査、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われましますので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の大越地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の9番の大越地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図14ページ及び配置図4-4、5-9をご覧ください。

4条の4番と5条の9番は譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

本案件は、5条については、譲受人が売買により土地を取得し駐車場の敷地拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、両案件とも第2種農地と判断され、現在、自動車整備工場の敷地が手狭であり拡張するもので、4条につきましては、駐車場として拡張したいと考え計画したところ、農地であることが判明したため申請したものです。

また、5条については、北側の につきましては、都市計画法の線引き前より駐車場として使用しており、今後においても使用していくことから、やむを得ないものと思われれます。

なお、南側の は、現状農地の状態であり、駐車場の敷地が手狭で、拡張することについてはやむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番(須藤秀夫君) 10番、須藤秀夫です。

4月18日に地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。 さんの代理人であります さんの案内で、現地確認を行いました。

さんによりますと、申請地は都市計画法の線引き以前の41年より自動車整備工場を営んでおりますが、現在の敷地が手狭で拡張したいと考え調べたところ、案件の土地が農地であることが判明したため、今回の申請をしたものです。

また、譲渡人の さんの土地も2筆含まれており、先ほど出ました と 、この土地を購入し、整備したいとのことでした。

現地を確認したところ、樹木も伐採され、きれいになっておりました。また、県道との境界杭があり、境界ははっきり分かるようになっていました。

このようなことから、本件申請は現地調査、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

初めに、4番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の9番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の不動岡地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の11番の不動岡地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図15ページ及び配置図4-5、5-11をご覧ください。

4条の5番の申請者と5条の11番の譲渡人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

本案件は、5条については、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、4条については、の建築に伴い判明したもので、始末書が添付されております。

また、5条については、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれる

ものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

4月13日土曜日に儘田推進委員さんと現地を確認後、同敷地内の さん宅を訪問しまして、 さんと、 に当たりますけれども、面談をいたしました。

まず、現況は、宅地の中の農地というところと、それからご自宅の裏の土地という、この2つの案件が今回は申請になっておりますので、まず、4条の5のほうから申しますと、こちらは、事務局さんが言われたように、古い農家のお宅でしたので、今回、 さんの を機に新築するに当たっていろいろ調べてみたところ、ご自宅が敷地の中の農地の上に一部かかっているということが判明したための修正申告であり、こちらのほうは始末書も提出されていることから、問題ないと判断してまいりました。

次に、5条の11の案件ですけれども、こちらは、ご自宅の裏に さんが を機に住宅を造るという申請でございまして、 名義の土地を宅地に変更して使用貸借をするということですので、こちらについても5条申請、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議よろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、5番の不動岡地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の11番の不動岡地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

○局長（野崎修司君） 審査の途中でございますけれども、ここで休憩を取りたいと思います。

再開につきましては、3時10分といたします。よろしく申し上げます。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分



### ◎開議の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、これより会議を再開いたします。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の16件を議題といたします。

初めに、1番及び2番の大桑地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図16ページ、建物配置図5-1、5-2をご覧ください。

5条の1番と5条の2番は譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅進入路及び自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、両案件とも第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

4月18日、推進委員の梅田さん、野本さん、 の代理人 さん、 の さん及び譲渡人の さんの6人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。申請地は、大桑の 地内で既存住宅と新興住宅が混在する中に地目、田の250平米と進入路89平米です。代理人のお話では、譲受人は譲渡人と不動産会社を通じて売買し、自己用住宅を建築することにしたとのことでした。

譲渡人の2人は、将来のことを考えると自己管理ができなくなるので、手放すこととしたとのことでした。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

初めに、1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図17ページ及び土地利用計画図5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により土地を取得し、貸駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、お寺の駐車場として檀家数に対し駐車場が足りておらず、当該地を駐車場として使用したいとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

4月22日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。現地はきれいに管理されていました。

譲受人の さんにお聞きしたところ、法事やお盆のときに駐車場が足りなくて困っていたところ、譲渡人の さんは に当たる方で、申請地を贈与していただける話になり、今回の申請に至ったとのことでした。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） はい、どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

許可については特に問題ないと思うんですが、転用の目的なんですが、貸駐車場ということで書かれていますけれども、檀家の方がそこに車を止めるということであれば、通常の駐車場敷地なのかなというふうに思うんですが、よく月極なんかで有料で貸す場合に貸駐車場という認識でいたんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 今回の申請につきましては、申請者のほうから 、 が申請者個人だということだったんですけれども、 さんだったんですけれども、 さんのほうで個人で借りて、お寺のほうに貸すという形で申請したいという申出があつて、今回申請されているような状況です。

○次長（前島勝己君） さんの名義にして、それでお寺に貸すという形となりますので、コインパーキング的な駐車場ではなく、あくまでも、檀家さんが使う駐車場となります。

○11番（関 弘明君） 譲受人は、お寺ではないんですか。

○事務局（渡辺昌也君） お寺の です。

○次長（前島勝己君） なんですけれども、個人で贈与を受け、それをお寺に貸すよという貸駐車場となります。

○11番（関 弘明君） じゃ、個人とお寺は別のものと考えて、貸駐車場ということですか。

○次長（前島勝己君） はい。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図18ページ、1階平面図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） はい、小川です。

4月13日の土曜日に田村推進委員さんと現地を確認した後、譲渡人の さんの  
に面談してまいりました。ちなみに、 さんは に入居中で、ほとんど家におりま  
せん。

現地は更地できれいに管理されておりました。 に会って聞いたところ、ご本人は  
で農業はほとんどできないため、これからは縮小方針ということでありまして、2  
月、1月の委員会におきましても、ご自宅の前を売却をして、今回の業者さんに売却をして、  
今、造成中ということで、この地図でも見て分かるとおり、申請地の 、この住宅  
が全部 さんの住宅で、これはもう十何年前に売って住宅を造ったところです。その一角  
だけが農地として残っておりまして、この住宅の一番北方向に点線で囲んであるところは、

今、先々月に売ったところを造成中であります。　　さんというお宅の左隣が　　さんのお宅でございます。

というわけで、　　さんはご自分の敷地だけを残して全て農地を売る方針でありまして、今回は、農地法5条の観点から問題なしと判断してまいりました。ご審議よろしく願います。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ないようですので、採決いたします。

4番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図19ページ及び太陽光発電システム配置・平面・側面図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君）　10番、須藤秀夫です。

4月15日に地区担当委員の森博司さん、寺田薫さんの3人で現地調査を行ってまいりました。譲受人、　　の代理人であります　　さんに現地対応をしていただきました。

現地の状況は、以前はこの地区一帯が稲作地帯だったようですが、工業団地ができて塞がれてしまい、水管理等が難しくなってしまったように思われる場所でした。

譲渡人の　　さんは、案件の土地をしばらく休耕して草が生えないよう管理していました

が、高齢になり管理が難しくなったということで、  
さんに所有権の売買と  
なったということです。光の反射で住宅に影響なく、耕作放棄地となるのを防ぐことにもな  
ると思います。

このようなことから、本件申請は状況を確認した結果、農地法の許可基準から判断いたし  
まして問題はなく、許可相当と思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

5番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い  
します。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図20ページ、土地利用計画図5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築する  
もので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認  
したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ない  
ものと思われまふ。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査  
の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

4月15日に地区担当委員の森博司さん、寺田薫さんの3人で現地調査を行ってまいりま  
した。譲受人の代理人であります さん、譲受人の さんに現地対応をしていただき  
きました。

さんは、現在実家に住んでおりますが、独立したいと常々考えていたとのことで  
す。そのことを に相談したところ、申請地は接道している市道に水道管が埋設済みで、

敷地も広いし最適地ではないかということで計画したとのことです。

現地は除草もしてあり、きれいに整備されておりました。案件の土地に住まいを建てても周囲に影響を及ぼすことはないと思われます。

このようなことから、本件申請は状況を確認した結果、農地法の許可基準から判断いたしまして問題なく、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「はい、すいません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） はい、どうぞ。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

この件は、先ほど4条で、4条の2かな、これ同じ さん。

○10番（須藤秀夫君） そうです。

○5番（嶋村 浄君） この さんというのは の方。

○10番（須藤秀夫君） の方。

○5番（嶋村 浄君） の方ですか。分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図21ページ及び土地利用・給排水計画図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建て売り住宅1棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

しかし、本案件につきましては、代理人より、本申請後、譲渡人が亡くなられたとの旨の連絡がありまして、相続人が決まり次第審議をお願いしたいという旨の連絡がありました。申請後に譲渡人が亡くなられたことから、事務局といたしましては、本案件につきましては審議保留として取り扱うことで仕方ないと考えます。

以上です。

○会長（小川達男君） この案件につきましては、ただいま事務局より説明がありましたとおり、保留案件とさせていただきます。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、保留案件とさせていただきます。

次に、8番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図2 2ページ、2 3ページ及び平面図、断面図①、断面図②、断面図③、断面図④の5－8をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（7か月）により土地を借り受け、農地改良（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、7か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

4月15日に地区担当委員の寺田薫さん、森博司さんの3人で現地調査を行ってまいりました。譲受人の代理人であります の さんであります さんに現地対応をしていただきました。

案件の土地15筆は、地盤が低く稲を作付するのに水管理がなかなか難しい、大変ということから計画したとのこと。地盤を上げて小麦、大豆等を作付するとのことでした。案件の土地に接続している民家がありますが、この計画を説明し、承諾も得ているとのことでした。また、地盤を上げることにより、他の農地への影響はないと思われま

農地改良の工事を始めるに当たり、田植作業に影響を及ぼさないように、細心の注意を払

って行うとのことでした。

このようなことから、本件申請は状況を確認した結果、農地法の許可基準から判断いたしましても問題なく、許可相当と思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図24ページ、25ページ及び現況図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、農業用倉庫とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可不要とのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

4月18日に地区担当委員の腰塚明さんと現地調査を行ってまいりました。譲渡人の代理人であります さんの案内で現地確認を行いました。

譲渡人の さんは、先ほど申したとおり既に死亡しており、相続財産管理人によって管理されております。譲受人の さんは、現在使用している倉庫が手狭で不便であるため、既存の大きい倉庫を使用したいということで計画したとのことでした。位置図の

の隣にある土地になります。既存の倉庫があり、十分利用できるものでした。これを利用することにより荒廃するのを未然に防ぎ、有効利用できるものと思ひます。

このようなことから、本件申請は現地調査、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図26ページ、27ページ及び太陽電池モジュール配置図の5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（松本 昇君） 12番、松本昇です。

これも志多見地区担当の松本榮次郎委員が本日出席できないため、松本が代わって松本榮次郎委員が現地調査した状況を報告いたします。

なお、私も24日に一応現場を確認してまいりました。

4月18日、夢川推進委員と2人で、代理人の

さん、それに譲渡人の さん立会いの下、現場で説明を聞きました。

現場はきれいに管理されており、東側、北側には太陽光発電施設が設置されていました。

の太陽光発電施設については、加須市内において業績があるとのことでした。

このようなことから、本申請内容は農地法の許可基準を満たしていると考えられますので、許可相当と判断してまいりました。慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 2 番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、1 3 番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 2 8 ページ及び建物配置計画図 5 - 1 3 をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（20 年）により土地を借り受け、農業用倉庫とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、農地法施行規則の第 1 種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可不要とのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、1 4 番の小川でありますので、私のほうから説明したいと思います。

この案件につきましては、去る 4 月 2 3 日に推進委員の石川さんとともに現地調査及び聞き取り調査を行いました。

現地は、適切に管理された畑でございます。そして、この申請地の周りは全てパイプハウスで覆われております。その中ですばらしいナス及びキュウリ等が栽培されております。

そして、申請地の道路の反対側の大きな宅地が、これが譲渡人の さんの自宅であります。そして、この 2 人の関係は、 と の関係であります。

その後、譲受人の さんが収穫後の貴重な時間のときに聞き取りを行いました。その内容は、今、事務局が説明したとおりであります。

以上の点から、何ら問題ないというふうに判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いしたいと思います。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の鴻茎地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図29ページ、土地利用計画図5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権(35年)により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番(小坂 実君) 15番、小坂です。

4月20日に推進委員の泉津井さんと現地に向かいまして、譲渡人の さんと直に会って話を聞いてきました。 さんと私は の です。それによりますと、

さんが現在アパートに住んでいますけれども、将来的に自分のうちを造りたいということで相談を受けたところ、ちょうど地図を見ますと小さく と、これが実家なんですけれども、道路を隔てて申請地があります。ここは今まで さんが自分ちの自己野菜を作っていたところでございます。

これは昨年ちょうど許可申請が出たところで、昨年も見えてきたところですが、現在この場所は、野菜は今は作ってありませんけれども、許可相当と判断してまいりました。よろしく

ご審議のほどお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

14番の鴻基地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図30ページ、土地利用計画図5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（小坂 実君） 15番、小坂です。

4月20日に推進委員の泉津井さんと現地に伺いました。現地では、譲渡人のさんと、代理の となってますけれども、さんが都合悪いということで、さんという方とお話を伺ってまいりました。

譲渡人の さんも、水稻を過去は2町ちょっとやっていたんですけれども、高齢化のためにだんだん減らして、今現在は6反ほど作っているということでした。

この申請の場所ですけれども、上に さんという自宅があるんですけれども、これもさんが土地を売買して さんがうちを建てたところです。この隣、今現在、ただ耕作していたんですけれども、昔は小麦を作っていたそうです。ここをトラクターで耕すと、さんちの洗濯物が汚れちゃうといろいろ気を使っているの

ございました。

許可相当と判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番の鴻基地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図31ページ、配置図、給水排水計画図5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、北川辺地域につきましては、非線引き地域で3,000平米未満の土地に関して開発許可不要とのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

4月14日に荒井推進委員さんと現地確認と、代理人に電話をして施工業者の  
の さんに立ち会ってもらい、話を聞きました。

現地圃場は、水利条件が悪く耕作しにくい圃場でした。耕作はされていませんでしたが、草刈り等の管理はされておりました。

申請地は、相続で譲渡人の さんになり、しばらく前から地元の不動産屋さんに売買の依頼をし、買手を探していたそうです。

この案件につきましては問題なしと判断しました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図32ページ及び現況平面図及び計画平面図5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（3か月）により土地を借り受け、農地改良、一時転用を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、3か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

4月22日に推進委員の町田さんと2人で現地確認に行っていました。現地で譲渡人の さん、譲受人の さんの代理人の さんにお会いして話をしました。

さんのうちの、この上になっているところが さんのうちなんですけれども、やっぱり屋敷の水が流れてきて、低いところなので、そこに農地改良して麦を作るとのことでした。

それで、何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

17番の東地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図33ページ、土地利用計画図5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地1区画とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番(瀬下京子君) 3番、瀬下です。

4月18日に田村推進委員と の さん立会いの下、現地調査並びにお話を伺ってまいりました。

現地に関しましては、草が少し生えておりましたけれども、管理は適正にされておりました。

譲渡人の さんは、相続で申請地を取得されましたけれども、今、 のほうに居住されております。今までは さんの が管理されておりましたが、 が亡くなったため、ご本人も管理できないということで、今回の申請になりました。

やむを得ないと判断してまいりましたけれども、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

18番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い

します。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、19番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図34ページ、35ページ及び平面図及び断面図1、断面図2、断面図3をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権(3か月)により土地を借り受け、農地改良、一時転用を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、3か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番(金子勇一君) 6番、金子です。

4月18日に地区担当推進委員の坂田さんとともに、譲受人代理の さんから現地調査を実施いたしました。

譲受人代理の さんによりますと、中川に隣接する低地で、地主さんは農地と道路との高低差を解消、それと排水性を改良するために土地改良を計画したとのことでした。

隣接地は、2023年9月の1期工事が完了した後で麦が耕作されており、工事後に雨水の流入が心配されますけれども、そこについては排水路を準備して対応するとのことでした。

このように、現地調査、聞き取り調査の結果、農地法の基準を満たしていると思われま

すので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

19番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い

します。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小川達男君) 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

別紙議案第4号をご参照ください。

令和6年(農地中間管理事業分、4月分)農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分合計21筆、面積1万4,181平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第5号をご参照ください。

令和6年（4月分）農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて希望者への農用地の貸付けが適当であるかのご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定をいたします。



◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

それでは、報告第1号から第3号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の12ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について10件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、16ページをご参照ください。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について2件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、17ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について6件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、18ページからをご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について22件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） 以上で本日の総会に上程いたしました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長（野崎修司君） 小川会長さん、議事の進行ありがとうございました。



#### ◎閉会の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、最後になりますが、松本職務代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 本日はお忙しい中を、委員各位におかれましては長時間にわたりまして慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、令和6年第4回農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後 4時10分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年4月26日

会 長 小 川 達 男

署名委員 中 島 利 雄

署名委員 小 坂 実